

雇用調整助成金

1 概要

景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的としています。

2 内容

(1) 主な支給要件

- ① 売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値がその直前の3か月又は前年同期に比べ5%以上減少していること。
- ② 次の休業、教育訓練、出向であること。
 - ・ 所定労働日の全1日にわたる休業、教育訓練であること
 - ・ 所定労働時間内に対象被保険者毎に1時間以上行われるもの（特例短時間休業）
 - ・ 知識又は技能を有する講師により行われる教育訓練であること
 - ・ 3か月以上1年以内の出向であること

(2) 支給額

休業等（休業及び教育訓練）	出向
厚生労働大臣が定める方法により算定した額（1人1日）×下記の助成率 教育訓練は上記に加えて訓練費として、 1人1日あたり4,000円	出向元事業主の 負担額×下記の助成率
2/3	2/3

解雇等を行わない場合、助成率は3/4に上乘せになります。

障害者の休業及び出向については、3/4の助成率になります。

3 問い合わせ

詳しくは、最寄りのハローワーク又は秋田労働局職業安定部にお尋ねください。